

水産物輸出促進緊急推進事業実施要領

〔 28水漁第935号
平成28年10月11日
水産庁長官通知 〕

第1 趣旨

品目別輸出促進緊急対策事業実施要綱（平成28年10月11日付け28政統第940号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）別表1の事業の種類欄の8の水産物輸出促進緊急推進事業（以下「本事業」という。）の実施については、実施要綱及び品目別輸出促進緊急対策事業補助金交付要綱（平成28年10月11日付け28政統第941号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）に定めるところによるほか、本要領に定めるところによるものとする。

第2 事業の構成等

本事業は、次のⅠからⅢまでに掲げる事業により構成し、それぞれの事業の目的、内容等は別記1から別記3までに定めるところとするほか、水産庁長官が別途定める公募要領の定めるところによるものとする。

- | | |
|-------------------|-----|
| Ⅰ 輸出促進機器整備事業 | 別記1 |
| Ⅱ 海外市場開拓推進事業 | 別記2 |
| Ⅲ 輸出重要水産物安定生産確保事業 | 別記3 |

第3 助成

- 1 事業実施主体が自力若しくは他の助成により実施中又は既に完了している事業については、補助対象としないものとする。
- 2 補助対象経費の積算等については、「過大積算等の不当事態の防止について」（昭和56年5月19日付け56経第897号農林水産大臣官房長通知）によるものとする。
- 3 助成金の返還
 - (1) 国は、本事業の実施が事業実施計画に従って適正かつ効率的に行われていないと判断され、正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認められる場合にあつては、既に交付された補助金の一部又は全部の返還を求めることができるものとする。
 - (2) (1)の返還については、自然災害等の事業実施計画主体の責めに帰さない事情により、事業実施計画に定められた取組が行われなかったことが確認できる場合にあつては、その対象としないことができるものとする。

第4 事業実施手続

- 1 事業実施計画書の作成及び承認

事業実施計画は、別紙様式2により作成し、実施要綱第4第1項に定める事業承認者に対し別紙様式1により承認申請するものとする。ただし、事業実施計画の変更（2の重要な変更に限る。）又は中止若しくは廃止の承認申請については、交付要綱第8の規定に基づく「補助金変更承認申請書」の提出をもって、これに代えることができる。
- 2 事業実施計画書の重要な変更

実施要綱第4第2項の生産局長等が別に定める重要な変更は、交付要綱別

表1の区分8の水産物輸出促進緊急推進事業の項の「重要な変更」の欄に掲げるものとする。

第5 事業実施状況の報告

事業実施主体は、実施要綱第6の規定に基づき、事業終了後速やかに事業実施計画に準じて事業実施結果に係る報告書を作成し、事業承認者に提出するものとする。

第6 補助金遂行状況の報告

交付要綱第12に定める補助金遂行状況の報告については、補助金の交付決定に係る年度の12月末日現在において、補助金遂行状況報告書を作成し、翌月末までに正副2部を交付決定者（交付要綱第3第1項に規定する交付決定者をいう。）に提出するものとする。ただし、交付要綱第12の規定に基づき概算払を受けようとする場合は、交付要綱別記様式第7号の概算払請求書の提出をもって、これに代えることができる。

第7 指導及び監督

水産庁長官は、この事業の実施に関し必要な指導及び監督を行い、必要に応じ、事業実施主体からの報告を求めることができるものとする。

附 則

この要領は、平成28年10月11日から施行する。

別記 1

I 輸出促進機器整備事業

第 1 事業の目的

T P P の発効により、輸出先となる T P P 参加国における水産物の関税が撤廃されることを踏まえ、「総合的な T P P 関連政策大綱」に即し、オールジャパンで輸出に取り組む輸出団体も活用し、「農林水産業の輸出力強化戦略」（平成28年 5 月19日農林水産業・地域の活力創造本部とりまとめ）に沿った輸出拡大の取組を行う必要がある。このため、T P P 参加国等への輸出拡大を目指す水産加工業者等に対し、輸出先国の品質・衛生条件への適合に必要な機器整備の支援を行う。

第 2 事業の内容等

事業実施主体は、日本産水産物を計画的に輸出する取組を公募し、事業実施主体が設置する計画認定委員会において、以下の 1 に基づき審査を行うものとする。事業実施主体は、審査結果について水産庁長官の承認を得た上で、支援対象となる日本産水産物を計画的に輸出するプロジェクト（以下「プロジェクト」という。）に対して、以下の 2 に基づき助成金を交付するものとする。

1 プロジェクトの要件

支援対象となるプロジェクトの要件は、以下の（1）及び（2）を満たすこととする。なお、プロジェクトが（3）に該当する場合には、審査において優先配慮することとする。

- （1）日本産水産物を計画的に輸出する取組であること。
- （2）計画を達成するための考え方が含まれており、輸出額の計画的な増加が見込まれていること。
- （3）「農林水産業の輸出力強化戦略」（平成28年 5 月19日農林水産業・地域の活力創造本部とりまとめ）に基づく重点品目を輸出する事業（漁船漁業による漁獲物を原料とする場合にあっては、このうち次のア又はイに該当するもの）

ア 「水産物輸出促進緊急基盤整備事業実施要領」（平成28年 1 月20日付け27水港第2637号水産庁長官通知）第 2 の 1 に規定する大規模流通・輸出拠点漁港（以下「大規模流通・輸出拠点漁港」という。）、水産物輸出拡大施設整備事業で整備する港湾又はそれらの港と同等の水揚げを有する漁港若しくは港湾から原料を調達し輸出する事業

イ 大規模流通・輸出拠点漁港又は水産物輸出拡大施設整備事業で整備する港湾において一体的に整備される水産物流通センターを活用して輸出する事業

2 補助対象経費及び補助率

輸出先国・地域の政府、輸入業者・バイヤー、小売店等が求める品質・衛生条件（これらを求める者が作成した書類により確認できるものに限る。）への適合に必要な機器を助成対象とし、助成対象額の 1 / 2 を上限として助成金を交付するものとする。

3 手続

（1）助成要領の作成

事業実施主体は、事業開始後速やかに輸出促進機器整備事業の助成要領

及び申請様式を作成し、別紙様式3により水産庁長官の承認を得なければならない。

(2) プロジェクトの輸出計画の承認

ア プロジェクト実施者は、別途事業実施主体が定める様式により日本産水産物を計画的に輸出する計画書（以下「輸出計画書」という。）を作成し、事業実施主体に提出するものとする。

イ 事業実施主体は学識経験者、有識者、専門家等からなる計画認定委員会を開催し、提出された輸出計画書について審査を行い、審査結果を別紙様式4により水産庁長官へ提出し、その承認を受けるものとする。

ウ 輸出計画書の承認を受けたプロジェクト実施者は、事業実施主体に対し助成金の交付申請を行い、事業実施主体は当該申請内容を適当と認める場合には、プロジェクト実施者に助成決定する旨の通知を行うものとする。

(3) 助成金の概算払

プロジェクト実施者は、概算払を受けようとする場合には、別途事業実施主体が定める様式により概算払請求を行い、事業実施主体は、これに基づき助成金の交付を行うことができるものとする。

(4) 事業実績の報告及び助成金の精算払

ア プロジェクト実施者は事業終了後遅滞なく、別途事業実施主体が定める様式により事業実績報告書を作成し、事業実施主体に提出するとともに、別途事業実施主体が定める精算払請求書により、事業実施主体に助成金の交付を申請するものとする。

イ 事業実施主体は、事業実績報告書の内容を審査し、当該内容を適当と認める場合には、助成金の額を確定し、プロジェクト実施者に対して助成金を支払うものとする。

(5) 助成対象経費について

プロジェクト実施者は、この事業により取得した機器については、事業実施主体による指導監督の下、財産管理台帳及び管理規程を作成するほか、その他必要に応じ、関係書類を整備保管すること等により、適切な管理が図られるようにするものとする。

4 報告等

(1) プロジェクト実施者は、事業完了後から5年にわたり、輸出計画の進捗状況について各年度終了後60日以内に事業実施主体に報告するものとする。

(2) 事業実施主体は、報告を受けた内容に基づき、輸出の状況等について、ホームページにて公表するものとする。

別記 2

II 海外市場開拓推進事業

第 1 事業の目的

T P P の発効により、輸出先となる T P P 参加国における水産物の関税が撤廃されることを踏まえ、「総合的な T P P 関連政策大綱」に即し、オールジャパンで輸出に取り組む輸出団体も活用し、「農林水産業の輸出力強化戦略」（平成28年 5 月19日農林水産業・地域の活力創造本部とりまとめ）に沿った輸出拡大の取組を行う必要がある。このため、輸出先国のニーズ等に合致したプロモーション活動等を実施する。

第 2 事業の内容

1 海外市場開拓に向けた国内体制強化

具体的な輸出商品、輸出先、販売戦略等について、水産加工業者、輸出業者等が参加する検討会を開催する。

2 輸出促進活動

「農林水産業の輸出力強化戦略」（平成28年 5 月19日農林水産業・地域の活力創造本部とりまとめ）に基づき、外国人コンサルタント等を活用しつつ、以下の活動を実施する。なお、1 の検討に基づく取組に関連する活動については、優先配慮する。

また、輸出に取り組む事業者向け対策事業実施要領（平成26年 4 月 1 日付け25食産第4814号農林水産省食料産業局長通知）第 3 の 1 の（1）に規定するジャパン・ブランドの確立に向けた取組と本事業による取組に重複が生じないようにすることとする。

（1）海外マーケットの調査

水産物の流通状況、消費者の嗜好、競合品の販売状況、輸出先国・地域が求める品質・衛生条件、現地のバイヤーの情報等について調査を実施する。

（2）海外への日本産水産物のプロモーション活動

パンフレット等の各種広報媒体の作成及び配布、現地のバイヤーや調理人等を対象としたセミナーの開催、現地小売店等における日本産水産物フェアの開催等のプロモーション活動を実施する。なお、プロモーション活動中に商談会を開催した場合、商談会期間中に要する経費（滞在費、通訳費、会議費等）については、交付要綱別表 1 の 8 の 2 の（2）のウの補助率を適用することとする。

（3）商談会の開催

水産加工業者、輸出業者又は現地のバイヤー等が参加する商談会を開催する。

別記 3

Ⅲ 輸出重要水産物安定生産確保事業

第 1 事業の目的

輸出拡大戦略上の重要品目であるホタテガイについて、主要な垂下式養殖産地においては、ヨーロッパザラボヤなどの外来性濾過食生物（以下「ザラボヤ等」という。）などの付着が増加し、生育不振などにより生産性の低下が見られる状況にある。

このため、ザラボヤ等が小型のうちに漁船搭載型洗浄機（以下「洗浄機」という。）で除去する洋上駆除が効果的であることから、ザラボヤ等の付着個体数が増加する今秋から洋上駆除に取り組む体制を整え、ホタテガイの減産防止対策を早急に講じる必要がある。以上より、洗浄機による洋上駆除を早期に行うことを通じて、ホタテガイの輸出余力を拡大するとともに、垂下式養殖による安定した生産量の確保を図る。

第 2 事業の内容

本事業は、輸出戦略上の重要品目であるホタテガイについて、ザラボヤ等の付着の増加により生育不振など生産性の低下に直面する垂下式養殖に関し、ザラボヤ等に左右されない安定した生産体制を確立するために、洗浄機を導入する場合に必要な経費に対して補助金を交付する。

1 漁船搭載型洗浄機導入評価事業

- (1) 事業実施主体は、漁船搭載型洗浄機導入評価委員会（以下「洗浄機委員会」という。）を設置し、洗浄機委員会において事業実施者から提出される事業実施計画を審査するとともに、当該審査の結果を踏まえ補助の決定を行う。
- (2) 事業実施主体は、事業実施者が事業実施計画に基づき適切に事業を実施しているか否かを確認するため、事業終了後、事業実施者から速やかに事業実績報告書を提出させ、事業の実施状況を確認するとともに、必要に応じて現地確認又は期中報告を実施し、当該事業の適切な管理運営を行う。

2 漁船搭載型洗浄機導入支援事業

事業実施主体は、輸出商材としての活用が期待されるホタテガイ垂下式養殖の安定的な生産体制の構築に取り組む者に対し、ザラボヤ等を除去するための洗浄機を導入する場合に必要な経費を支援する。

第 3 事業の実施等

1 事業実施者

本事業の事業実施者は、持続的養殖生産確保法（平成11年5月21日法律第51号）に基づき都道府県知事の認定を受けたホタテガイ養殖に関する漁場改善計画の作成に参画し、洗浄機の使用によるザラボヤ等の洋上駆除体制の構築を通じて安定したホタテガイ養殖生産の確保に取り組む、以下の全てを満たす者とする。

- (1) ホタテガイ垂下式養殖における生産の安定に向け、洗浄機によるザラボヤ等の洋上駆除を実施すること。
- (2) 大量に発生したザラボヤ等による漁業被害により、生産性が低下して

いるホタテガイ垂下式養殖であること。

- (3) 率先して持続的養殖生産確保法に基づく漁場改善計画に定められた取組を実践すること。
- (4) 生産するホタテガイについて、輸出商材としての活用が想定されること。
- (5) 駆除したザラボヤは、有害生物漁業被害防止総合対策事業により処理すること。
- (6) 地域へ貢献する意思を有し、地域や他の養殖関係者及び漁業関係者との連携を図ること。

2 漁船搭載型洗浄機導入評価委員会

- (1) 事業実施主体は、事業実施者から提出される事業実施計画について補助の決定を行うため、洗浄機委員会を設置するものとする。
- (2) 洗浄機委員会は、業務要領を作成の上、別紙様式5により水産庁長官に申請し、その承認を受けるものとする。また、洗浄機委員会は、事業実施者から事業実施主体に提出された事業実施計画について、業務要領に定める要件に基づいて、その内容を審査するものとする。
- (3) 洗浄機委員会は、必要に応じて現地確認を行うものとする。

3 事業の実施

- (1) 本事業を実施しようとする事業実施者は、別紙様式2により事業実施計画を策定して、別紙様式1により事業実施主体に申請し、事業実施主体の承認を受けるものとする。
- (2) 事業実施主体は、(1)の申請があった場合は、その内容を確認し、以下の要件を全て満たすと認めるときは、事業実施者に対して当該事業実施計画について承認する旨の通知を行うものとする。
 - ア 申請者が、1に定める事業実施者であること。
 - イ 事業実施計画が、2の(2)により洗浄機委員会が認めたものであること。
- (3) (2)の承認後に生じた事業実施計画の変更は、別紙様式1により(1)に準じて行うものとする。
- (4) 事業実施者は、事業終了後、交付要綱別記様式第7号により速やかに事業実績報告書を作成し、事業実施主体へ報告するものとする。

4 実施状況等の確認

- (1) 事業実施主体は、事業実施者における事業実施計画の実施状況について、3の(4)に基づく報告書類を確認するほか、必要に応じ、洗浄機委員会が現地において確認するものとする。
- (2) 事業実施主体が、実施状況の確認を終えたときは、その確認結果について、速やかに事業実施者に通知するものとする。

5 補助対象経費

事業実施主体は、事業実施者が、承認された事業実施計画に記載した洗浄機を導入する際の費用に対し、事業実施者へ1/2以内の金額を補助する。また、補助の上限額は200万円以内とし、補助対象となる機器等の導入費用は洗浄機本体のみとする。

6 補助金の交付

事業実施主体は、予算の範囲内で本事業の実施に必要な経費について、次に定めるところにより、事業実施者に補助するものとする。

- (1) 3の(2)により事業実施計画の承認を受けた事業実施者は、交付要

網別記様式第1号により事業実施主体に対して補助金の交付申請を行い、事業実施主体は、その審査の上、交付決定通知を行う。

- (2) 事業実施者が概算払により補助金の交付を受けようとする場合には、交付要綱別記様式第4号により事業実施主体に対して概算払請求書を提出するものとする。
- (3) 事業実施主体は、(2)の申請があった場合には、補助金を交付することができるものとする。
- (4) 事業実施者は、本事業終了後、事業実施主体に対して精算払請求書により補助金の請求を行うものとする。
- (5) 事業実施主体は、3の(4)の事業実績報告書の内容を審査し、適切と認めるときは、補助金の額を確定し、事業実施者に対して通知するものとする。

7 洗浄機の管理運営

事業により取得した洗浄機の管理運営については、事業実施主体による指導・監督の下、財産台帳及び管理規程を作成するほか、その他必要に応じ、関係書類を整備保管すること等により効率的な利用が図られるようにする。

(別紙様式1)

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿

所 在 地
団 体 名
代表者の役職及び氏名 印

「水産物輸出促進緊急推進事業」事業実施計画の承認（変更、中止又は廃止の承認）
申請について

品目別輸出促進緊急対策事業実施要綱（平成28年10月11日付け28政統第940号農林
水産事務次官依命通知）第4の1（注1）の規定に基づき、関係書類（注2）を添えて、
承認（変更、中止又は廃止の承認）を申請する。

（変更の理由）

○○○○○○○○○○○○（注3）

（中止、廃止の理由）

○○○○○○○○○○○○（注4）

（注1） 変更、中止、廃止の承認申請の場合は、「第4の2」とすること。

（注2） 関係書類として事業実施計画書（別紙様式2）を添付すること。

（注3） 変更承認申請の場合には、事業の変更の理由を記載し、承認通知があった事業
実施計画の事業の内容等と容易に比較対照できるよう、事業実施計画の変更部分を
二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記入すること。ただし、事業内容のうち
当該変更の対象外となるものについては省略すること。

（注4） 中止又は廃止の場合には、事業の中止又は廃止の理由を記載すること。

（注5） 事業実施結果報告書として本様式を用いる場合には、件名を「水産物輸出促進
緊急推進事業実施計画の実施結果の報告について」とし、別紙様式2には、実績を
記載すること。

(別紙様式2)

水産物輸出促進緊急推進事業 (変更) 事業実施計画書

	I 輸出促進機器整備事業
	II 海外市場開拓推進事業
	III 輸出重要水産物安定生産確保事業

事業実施年度：平成 年度

事業実施主体名： _____

I 輸出促進機器整備事業

- 第1 団体の概要
1 団体の事業内容

【記入上の注意】

- ・定款等に定められた団体が行う事業及び本補助事業との関係について記入すること。

- 2 団体の組織規模等

【記入上の注意】

- ・団体の組織、活動範囲、構成員の概要、専門的知見のある職員の有無等を記入すること。
- ・上記項目について記入するほか、組織図（定員数及び在籍人数も明記）等を記入すること。（別紙可）

- 3 団体の経理処理体制等

- (1) 経理責任者

氏 名：
所属・役職：
電 話：
F A X：
e - m a i l：

【記入上の注意】

- ・補助金交付申請事務等を行う担当者を記入すること。

- (2) 経理事務処理体制

【記入上の注意】

- ・経理事務処理に携わる各担当者を記入するとともに、経理事務処理体制、事務の流れ及びそれに係る内部けん制体制について、分かりやすく記入すること。
- ・経理担当者の経理処理に有効な資格の有無、経験年数、研修実績、内部及び外部監査の体制等を記入すること。
- ・上記項目について記入するほか、事務処理体制が分かる概念図やフロー図等を記入すること。（別紙可）
- ・共同提案の場合は、構成する団体ごとに記入すること。
- ・その他特記すべき内容等があれば記入すること。

- 第2 事業の目的

【記入上の注意】

- ・公募要領記載の事業目的、事業内容との整合性に注意して記入すること。

- 第3 事業の内容及び実施方法、実施体制

- 1 事業の内容及び実施方法

- (1) 輸出促進機器整備事業のうち機器整備事業

【記入上の注意】

- ・事業の内容
- ・全体の仕組み（業務フロー）など、具体的に記載すること。

(2) 輸出促進機器整備事業のうち管理運営事業

【記入上の注意】
 ・事業内容
 ・全体の仕組み（業務フロー）
 ・機器整備対象者の募集方法及びスケジュール
 ・計画認定委員会（仮称）の人選方法、スケジュール
 など、具体的に記載すること。

2 実施体制

【記入上の注意】
 ・事業を実施していく上での、団体及び関係者等との協力体制や実施体制について分かりやすく記入すること。
 ・上記項目について記入するほか、事業実施責任者及び補助者の役職・氏名及び役割分担等の事業実施体制が分かる概念図やフロー図等を添付すること。

3 委託の有無

【記入上の注意】
 ・当該事業を実施するに当たって事業の一部の委託を予定している場合は、委託する内容及びその必要性並びに金額（ただし、委託費の額は原則として、補助金の額の50%未満とする。）、その選定方法（「一般競争入札」、「指名競争入札」、「随意契約」等）を併せて明記すること。
 ・事業の委託を予定していない場合は「委託の予定なし」と記入すること。

第4 事業に必要な経費配分

区 分	補助事業に 要する経費	負 担 区 分		備 考
		国庫補助金	自己負担金	
輸出促進機器整備 事業	円	円	円	
ア 機器整備事業				
イ 管理運営事業				
合 計				

【記入上の注意】
 ・備考欄には、積算内訳を記入すること。（別紙可）なお、積算内訳の作成に当たっては、補助対象経費及び事業内容との整合性に留意すること。
 ・共同提案の場合は、構成する団体ごとに記入すること。

第5 事業評価手法（効果）

【記入上の注意】
 ・事業実施によってどのような効果が期待できるのか、成果目標をできるだけ定量的に記入すること。
 ・その効果を誰がどのように評価するのか、その方法を具体的に記入すること。

第6 事業完了予定年月日
平成 年 月 日

- (注)・作成の際は、【記入上の注意】は削除の上、記入すること。
・内容は追加的に照会する必要がないよう、具体的かつ簡潔に記入すること。

Ⅱ 海外市場開拓推進事業

- 第1 団体の概要
1 団体の事業内容

【記入上の注意】

- ・定款等に定められた団体が行う事業及び本補助事業との関係について記入すること。

- 2 団体の組織規模等

【記入上の注意】

- ・団体の組織、活動範囲、構成員の概要、専門的知見のある職員の有無等を記入すること。
- ・上記項目について記入するほか、組織図（定員数及び在籍人数も明記）等を記入すること。（別紙可）

- 3 団体の経理処理体制等

- (1) 経理責任者

氏 名：
所属・役職：
電 話：
F A X：
e - m a i l：

【記入上の注意】

- ・補助金交付申請事務等を行う担当者を記入すること。

- (2) 経理事務処理体制

【記入上の注意】

- ・経理事務処理に携わる各担当者を記入するとともに、経理事務処理体制、事務の流れ及びそれに係る内部けん制体制について、分かりやすく記入すること。
- ・経理担当者の経理処理に有効な資格の有無、経験年数、研修実績、内部及び外部監査の体制等を記入すること。
- ・上記項目について記入するほか、事務処理体制が分かる概念図やフロー図等を記入すること。（別紙可）
- ・共同提案の場合は、構成する団体ごとに記入すること。
- ・その他特記すべき内容等があれば記入すること。

- 第2 事業の目的

【記入上の注意】

- ・公募要領記載の事業目的、事業内容との整合性に注意して記入すること。

- 第3 事業の内容及び実施方法、実施体制

- 1 事業の内容

- (1) 海外市場開拓に向けた国内体制強化

- ① 開催場所

- ② 開催時期

- ③ 参加人数

- ア) 生産・加工業者
イ) 輸出業者（商社）

- ウ) その他
- ④ 検討方法

(2) 海外マーケットの調査

- ① 調査の内容
- ② 調査対象者
- ③ 調査方法
- ④ 分析方法

(3) 海外への日本産水産物のプロモーション活動

- ① 広報媒体・パンフレット等によるPR
 - ア) PRの種類
 - イ) 対象者
 - ウ) PR方法
- ② フェア・セミナー等の開催
 - ア) 開催国
 - イ) 対象者・参加人数
 - ウ) 産品紹介の方法・期待される波及効果
 - エ) フェア・セミナー等開催のPR・募集方法

(4) 商談会の開催

- ① 開催国
- ② 参加人数
 - (ア) 日本側
 - (イ) 現地側
- ③ 開催時期
- ④ 商談会開催のPR・募集方法

2 事業の実施体制

【記入上の注意】

- ・事業を実施していく上での、団体及び関係者等との協力体制や実施体制について分かりやすく記入すること。
- ・上記項目について記入するほか、事業実施責任者及び補助者の役職・氏名及び役割分担等の事業実施体制が分かる概念図やフロー図等を添付すること。

3 委託の有無

【記入上の注意】

- ・当該事業を実施するに当たって事業の一部の委託を予定している場合は、委託する内容及びその必要性並びに金額（ただし、委託費の額は原則として、補助金の額の50%未満とする。）、その選定方法（「一般競争入札」、「指名競争入札」、「随意契約」等）を併せて明記すること。
- ・事業の委託を予定していない場合は「委託の予定なし」と記入すること。

第4 事業に必要な経費配分

区 分	補助事業に 要する経費	負 担 区 分		備 考
		国庫補助金	自己負担金	
海外市場開拓推進 事業	円	円	円	
ア 海外市場開拓 に向けた国内体 制強化				
イ 輸出促進活動 1) 海外マーケッ トの調査 2) 海外への日本 産水産物のプロ モーション活動 3) 商談会の開催 4) 事務局運営経 費				
合 計				

【記入上の注意】

- ・備考欄には、積算内訳を記入すること。(別紙可) なお、積算内訳の作成に当たっては、補助対象経費及び事業内容との整合性に留意すること。
- ・共同提案の場合は、構成する団体ごとに記入すること。

第5 事業評価手法 (効果)

【記入上の注意】

- ・事業実施によってどのような効果が期待できるのか、成果目標をできるだけ定量的に記入すること。
- ・その効果を誰がどのように評価するのか、その方法を具体的に記入すること。

第6 事業完了予定年月日
平成 年 月 日

- (注) ・作成の際は、【記入上の注意】は削除の上、記入すること。
・内容は追加的に照会する必要がないよう、具体的かつ簡潔に記入すること。

Ⅲ 輸出重要水産物安定生産確保事業

第1 申請者の概要

1 申請者の事業内容

【記入上の注意】

- ・定款等に定められた申請者が行う事業及び本補助事業との関係について記入すること。

2 申請者の組織規模等

【記入上の注意】

- ・申請者の組織、活動範囲、構成員の概要等を記入すること。
- ・上記項目について記入するほか、組織図（定員数及び在籍人数も明記）等を記入すること。（別紙可）

3 申請者の経理処理体制等

（1）経理責任者

氏 名：
所属・役職：
電 話：
F A X：
e - m a i l：

【記入上の注意】

- ・補助金交付申請事務等を行う担当者を記入すること。

（2）経理事務処理体制

【記入上の注意】

- ・経理事務処理に携わる各担当者を記入するとともに、経理事務処理体制、事務の流れ及びそれに係る内部けん制体制について、分かりやすく記入すること。
- ・経理担当者の経理処理に有効な資格の有無、経験年数、研修実績、内部及び外部監査の体制等を記入すること。
- ・上記項目について記入するほか、事務処理体制が分かる概念図やフロー図等を記入すること。（別紙可）
- ・その他特記すべき内容等があれば記入すること。

第2 事業の目的

【記入上の注意】

- ・ホタテガイの生産量（可能な限り規格別）（直近3カ年）、ザラボヤ等の洋上駆除及び陸上処理数量（直近3カ年）を交え、事業目的、事業内容との整合性に注意して記入すること。

第3 事業の内容及び実施方法、実施体制

1 事業の内容、実施方法

漁船搭載型洗浄機導入支援事業
漁船搭載型洗浄機の導入計画

実施予定場所	導入数	導入時期	具体的な実施内容	備考

【記入上の注意】

- ・実施予定場所は市町村名まで記入すること。
- ・具体的な実施内容は実施場所（例：〇〇市〇〇沖合）、実施時期、除去等の方法、計画回数を記入すること。
- ・必要あれば欄を追加して記入すること。

2 事業の実施体制

【記入上の注意】

- ・事業を実施していく上での、申請者及び関係者等との協力体制や実施体制について分かりやすく記入すること。
- ・上記項目について記入するほか、事業実施責任者及び補助者の役職・氏名及び役割分担等の事業実施体制が分かる概念図やフロー図等を添付すること。

第4 事業に必要な経費配分

区 分	補助事業に 要する経費	負 担 区 分		備 考
		国庫補助金	自己負担金	
漁船搭載型洗浄機 導入支援事業 漁船搭載型洗浄 機導入支援費	円	円	円	
合 計				

【記入上の注意】

- ・備考欄には、積算内訳を記入すること。（別紙可）なお、補助対象経費及び事業内容との整合性に留意すること。

第5 事業完了予定年月日
平成 年 月 日

- (注) ・作成の際は、**【記入上の注意】**は削除の上、記入すること。
・内容は追加的に照会する必要がないよう、具体的かつ簡潔に記入すること。

別紙様式 3

輸出促進機器整備事業の助成要領の承認申請書

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿

住 所
名称及び代表者氏名 印

輸出促進機器整備事業の助成要領を作成したので、水産物輸出促進緊急推進事業実施要領（平成 28 年 10 月 11 日付け 28 水漁第 935 号水産庁長官通知）別記 1 の第 2 の 3 の（1）の規定に基づき、承認を申請する。

別紙様式 4

輸出促進機器整備事業の審査結果の承認申請書

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿

住 所
名称及び代表者氏名 印

平成 年 月 日の計画認定審査委員会の審査の結果について、水産物輸出促進緊急推進事業実施要領（平成 28 年 10 月 11 日付け 28 水漁第 935 号水産庁長官通知）別記 1 の第 2 の 3 の（2）のイの規定に基づき、承認を申請する。

※ 計画認定審査委員会の審査結果と、輸出促進機器整備事業応募者から提出された輸出計画書を添付すること。

別紙様式 5

漁船搭載型洗浄機導入評価委員会の業務要領の承認申請書

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿

住 所
事業実施主体名
代表者氏名 印

漁船搭載型洗浄機導入評価委員会の業務要領を作成したので、水産物輸出促進緊急推進事業実施要領（平成 28 年 10 月 11 日付け 28 水漁第 935 号水産庁長官通知）別記 3 の第 3 の 2 の（2）の規定に基づき、承認を申請する。

事 務 連 絡
平成28年11月15日

各 位

水産庁増殖推進部漁場資源課環境調査班

水産物輸出促進緊急推進事業実施要領(輸出重要水産物安定生産確保事業)
に関する留意事項について

平成28年10月11日付けで、水産物輸出促進緊急推進事業実施要領(28水漁第935号水産庁長官通知。以下「実施要領」という。)を施行したところですが、下記のとおり実施要領に関する留意事項を示しますので、輸出重要水産物安定生産確保事業の実施に当たっては、当該事項を踏まえて適切に実施するようお願い申し上げます。

記

(留意事項)

本事業の実施要領については、別表の「施行後運用」のとおり読み替えて運用し、事業を実施することとする。

水産物輸出促進緊急推進事業

別記3

III 輸出重要水産物安定生産確保事業

施行後運用	施行
<p>第1～2 (略)</p> <p>第3 1～2 (略)</p> <p>3 (1) 本事業を実施しようとする事業実施者は、<u>別途事業実施主体が定める様式により事業実施計画を策定して、事業実施主体に申請し、事業実施主体の承認を受けるものとする。</u></p> <p>3 (2) (略)</p> <p>3 (3) (2) の承認後に生じた事業実施計画の変更は、(1) に準じて行うものとする。</p> <p>3 (4) 事業実施者は、事業終了後、<u>別途事業実施主体が定める様式により速やかに事業実績報告書を作成し、事業実施主体へ報告するものとする。</u></p> <p>4～5 (略)</p> <p>6 (1) 3の(2)により事業実施計画の承認を受けた事業実施者は、<u>別途事業実施主体が定める様式により事業実施主体に対して補助金の交付申請を行い、事業実施主体は、その審査の上、交付決定通知を行う。</u></p> <p>6 (2) 事業実施者が概算私により補助金の交付を受けようとする場合には、<u>別途事業実施主体が定める様式により事業実施主体に対して概算私請求書を提出するものとする。</u></p> <p>6 (3)～(5) (略)</p> <p>7 (略)</p>	<p>第1～2 (略)</p> <p>第3 1～2 (略)</p> <p>3 (1) 本事業を実施しようとする事業実施者は、<u>別紙様式2により事業実施計画を策定して、別紙様式1により事業実施主体に申請し、事業実施主体の承認を受けるものとする。</u></p> <p>3 (2) (略)</p> <p>3 (3) (2) の承認後に生じた事業実施計画の変更は、<u>別紙様式1により(1) に準じて行うものとする。</u></p> <p>3 (4) 事業実施者は、事業終了後、<u>交付要綱別記様式第7号により速やかに事業実績報告書を作成し、事業実施主体へ報告するものとする。</u></p> <p>4～5 (略)</p> <p>6 (1) 3の(2)により事業実施計画の承認を受けた事業実施者は、<u>交付要綱別記様式第1号により事業実施主体に対して補助金の交付申請を行い、事業実施主体は、その審査の上、交付決定通知を行う。</u></p> <p>6 (2) 事業実施者が概算私により補助金の交付を受けようとする場合には、<u>交付要綱別記様式第4号により事業実施主体に対して概算私請求書を提出するものとする。</u></p> <p>6 (3)～(5) (略)</p> <p>7 (略)</p>

別記様式第1号

番号
年 月 日

平成28年度輸出重要水産物安定生産確保事業(繰越分)実施計画承認申請書

特定非営利活動法人 水産業・漁村活性化推進機構
理事長 長屋 信博 殿

事業実施者名
代表者名 印

水産物輸出促進緊急推進事業のうち輸出重要水産物安定生産確保事業(繰越分)について、下記のとおり事業実施計画を策定したので、水産物輸出促進緊急推進事業実施要領(平成28年10月11日付け28水漁第935号水産庁長官通知)別記3の第3の3の(1)の規定に基づき、承認願いたい。

記

別紙のとおり

第1 実施事業名

輸出重要水産物安定生産確保事業(繰越分)のうち
漁船搭載型洗浄機導入支援事業

第2 事業の目的

輸出戦略上の重要品目であるホタテガイについて、北海道噴火湾の垂下式養殖(耳吊り式養殖)において、ヨーロッパザラボヤなどの外来性濾過食生物(以下「ザラボヤ等」という。)などの付着が増加し、生育不振などにより生産性の低下が見られる状況にある。このため、ザラボヤ等が小型のうちに漁船搭載型洗浄機(以下「洗浄機」という。)で除去する洋上駆除が効果的であることから、ザラボヤ等の付着個体数が増加する秋季から洋上駆除に取り組む体制を整え、ホタテガイの減産防止対策を早急に講じる必要がある。

以上より、洗浄機を導入して洋上駆除を早期に行うことを通じて、輸出商材としての活用が期待されるホタテガイ垂下式養殖の安定的な生産体制の構築に取り組むことで生産量の確保を図るとともに、輸出余力を拡大を図ることを目的とする。

第3 事業の内容

2 漁船搭載型洗浄機導入支援事業

漁船搭載型洗浄機の導入計画

詳細な計画は、別添の事業実施計画書に示すとおり。

導入予定時期 (年月)	導入予定機器名	単 価 (円)	導入数 (台)	導入予定金額 (円)	備 考
		計	0	0	

(注)1 単価及び導入予定金額は税抜額を記入すること

(注)2 欄が不足する場合は適宜追加すること

第4 事業に必要な経費配分

(単位:円)

区 分	補助事業に 要する経費	負担区分		備 考
		助成金	自己負担金	
漁船搭載型洗浄機 導入支援事業 漁船搭載型洗浄機 導入支援費				補助率1/2以内 機器整備費

(注) 税抜額を記入すること

第5 添付書類

事業実施計画書(助成要領様式1)

事業支援者別内訳表

添付資料

事業支援者別内訳表

事業支援者名*	導入予定機器名	設置予定の漁船名	導入予定金額(円)	負担区分	
				助成金(円)	自己負担金(円)
			0		
			0		
			0		
			0		
			0		
			0		
			0		
			0		
計	台		0	0	0

*事業支援者とは、漁協が導入する洗浄機を借り受けて、所有する漁船に搭載し洋上駆除を行う組合員又は組合員で構成するグループを指す。

別記様式第2号

番号
年 月 日

平成28年度輸出重要水産物安定生産確保事業(繰越分)実施計画変更承認申請書

特定非営利活動法人 水産業・漁村活性化推進機構
理事長 長屋 信博 殿

事業実施者名
代表者名 印

平成 年 月 日付け水漁機構有総第 号で交付決定通知があった水産物輸出促進緊急推進事業のうち輸出重要水産物安定生産確保事業(繰越分)について、下記により事業内容及び経費の配分を変更したいので、水産物輸出促進緊急推進事業実施要領(平成28年10月11日付け28水漁第935号水産庁長官通知)別記3の第3の3の(3)の規定に基づき、承認願いたい。

記

別紙のとおり

別記様式第3号

番号
年 月 日

平成28年度輸出重要水産物安定生産確保事業(繰越分)助成金交付申請書

特定非営利活動法人 水産業・漁村活性化推進機構
理事長 長屋 信博 殿

事業実施者名
代表者名 印

水産物輸出促進緊急推進事業のうち輸出重要水産物安定生産確保事業(繰越分)に係る助成金の交付について、水産物輸出促進緊急推進事業実施要領(平成28年10月11日付け28水漁第935号水産庁長官通知)別記3の第3の6の(1)の規定に基づき、金 円の交付を申請する。

記

別紙のとおり

第1 実施事業名

輸出重要水産物安定生産確保事業(繰越分)のうち
漁船搭載型洗浄機導入支援事業

第2 事業の目的

輸出戦略上の重要品目であるホタテガイについて、北海道噴火湾の垂下式養殖(耳吊り式養殖)において、ヨーロッパザラボヤなどの外来性濾過食生物(以下「ザラボヤ等」という。)などの付着が増加し、生育不振などにより生産性の低下が見られる状況にある。このため、ザラボヤ等が小型のうちに漁船搭載型洗浄機(以下「洗浄機」という。)で除去する洋上駆除が効果的であることから、ザラボヤ等の付着個体数が増加する秋季から洋上駆除に取り組む体制を整え、ホタテガイの減産防止対策を早急に講じる必要がある。

以上より、洗浄機を導入して洋上駆除を早期に行うことを通じて、輸出商材としての活用が期待されるホタテガイ垂下式養殖の安定的な生産体制の構築に取り組むことで生産量の確保を図るとともに、輸出余力を拡大を図ることを目的とする。

第3 事業の内容

2 漁船搭載型洗浄機導入支援事業

漁船搭載型洗浄機の導入計画

詳細な計画は、別添の事業実施計画書に示すとおり。

導入予定時期 (年月)	導入予定機器名	単 価 (円)	導入数 (台)	導入予定金額 (円)	備 考
		計			

(注)1 単価及び導入予定金額は税抜額を記入すること

(注)2 欄が不足する場合は適宜追加すること

(注)3 備考欄には洗浄機等を貸与する事業支援者(漁業者)の氏名を記入すること

第4 事業に必要な経費配分

(単位:円)

区 分	補助事業に 要する経費	負担区分		備 考
		助成金	自己負担金	
漁船搭載型洗浄機 導入支援事業 漁船搭載型洗浄機 導入支援費				補助率1/2以内 機器整備費

(注) 税抜額を記入すること

第5 事業完了予定年月日

平成 年 月 日

第6 収支予算

1. 収入の部

(単位:円)

区 分	予算額	備 考
助成金		
自己負担金		
計	0	

2. 支出の部

区 分	予算額	備 考
漁船搭載型洗浄機 導入支援事業 漁船搭載型洗浄機 導入支援費		

第7 添付書類

有り

無し

番号
年 月 日

平成28年度輸出重要水産物安定生産確保事業(繰越分)概算払請求書

特定非営利活動法人 水産業・漁村活性化推進機構
理事長 長屋 信博 殿

事業実施者名
代表者名 印

平成 年 月 日付け水漁機構有総第 号で交付決定通知があった水産物輸出促進緊急推進事業のうち輸出重要水産物安定生産確保事業(繰越分)について、水産物輸出促進緊急推進事業実施要領(平成28年10月11日付け28水漁第935号水産庁長官通知)別記3の第3の6の(2)の規定に基づき、金 円を概算払いによって交付されたく請求する。

記

(単位;円)

区 分	補助事業に要する経費	(A) 助成金	(B) 既受領額		(C) 今回請求額		(A)-(B)+(C) 残 額	
			金 額	出来高 (%)	金 額	出来高 (%)	金 額	出来高 (%)
漁船搭載型 洗浄機導入 支援事業費								

(注)1 税抜額を記入すること

(注)2 請求額に係る証憑類を添付すること

別記様式第4号 別紙

1. 概算払請求時の漁船搭載型洗浄機の導入状況

導入時期	機器名	単 価	導入数	導入総金額	事業支援者名	備考
年月日		円	台	円		
合 計	—	—		0		

(注) 税抜額を記入すること

2. 概算払請求時の導入支援状況

(単位;円)

事業支援者名	機器名	導入総金額	負担区分	
			助成金	自己負担金
合 計		0	0	0

(注) 税抜額を記入すること

別記様式第5号

番号
年 月 日

平成28年度輸出重要水産物安定生産確保事業(繰越分)実績報告書

特定非営利活動法人 水産業・漁村活性化推進機構
理事長 長屋 信博 殿

事業実施者名
代表者名 印

平成 年 月 日付け水漁機構有総第 号で交付決定通知があった水産物輸出促進緊急推進事業のうち輸出重要水産物安定生産確保事業(繰越分)に係る助成金について、下記のとおり事業を実施したので、水産物輸出促進緊急推進事業実施要領(平成28年10月11日付け28水漁第935号水産庁長官通知)別記3の第3の3の(4)の規定に基づき、報告する。

なお、併せて別記3の第3の6の(4)の規定に基づき、助成金の精算額
金 円の交付を申請する。

記

別紙のとおり

第1 実施事業名

輸出重要水産物安定生産確保事業(繰越分)のうち
漁船搭載型洗浄機導入支援事業

第2 事業の目的

輸出戦略上の重要品目であるホタテガイについて、北海道噴火湾の垂下式養殖(耳吊り式養殖)において、ヨーロッパザラボヤなどの外来性濾過食生物(以下「ザラボヤ等」という。)などの付着が増加し、生育不振などにより生産性の低下が見られる状況にある。このため、ザラボヤ等が小型のうちに漁船搭載型洗浄機(以下「洗浄機」という。)で除去する洋上駆除が効果的であることから、ザラボヤ等の付着個体数が増加する秋季から洋上駆除に取り組む体制を整え、ホタテガイの減産防止対策を早急に講じる必要がある。

以上より、洗浄機を導入して洋上駆除を早期に行うことを通じて、輸出商材としての活用が期待されるホタテガイ垂下式養殖の安定的な生産体制の構築に取り組むことで生産量の確保を図るとともに、輸出余力を拡大を図ることを目的とする。

第3 事業の内容

2 漁船搭載型洗浄機導入支援事業

漁船搭載型洗浄機の導入実績

輸出商材としての活用が期待されるホタテガイ垂下式養殖の安定的な生産体制の構築に取り組むために、ザラボヤ等を洋上で駆除するための洗浄機を下表のとおり導入した。

導入時期	機器名	単 価	導入数	導入総金額	事業支援者名	備考
年月日		円	台	円		
合 計	—	—	0台	0円		

(注) 税抜額を記入すること

第4 事業に必要な経費配分

(単位:円)

区 分	補助事業に要した経費	負担区分		備 考
		助成金	自己負担金	
漁船搭載型洗浄機導入支援事業費				補助率1/2以内 機器整備費 詳細は添付資料1参照

(注) 税抜額を記入すること

第5 事業完了年月日
平成 年 月 日

第6 収支精算

1. 収入の部

(単位:円)

区 分	本年度精算額	本年度予算	比較増減(△)	備 考
助成金			0	
自己負担金			0	
計	0	0	0	

(注) 税抜額を記入すること

2. 支出の部

(単位:円)

区 分	本年度精算額	本年度予算	比較増減(△)	備 考
漁船搭載型洗浄機導入支援事業費			0	

(注) 税抜額を記入すること

第7 添付書類

別添のとおり

資料1 経費配分詳細内訳表

(単位;円)

事業支援者名	機器名	導入総金額	負担区分	
			助成金	自己負担金
合計		0	0	0